

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の適正処理を確保し、併せて廃棄物の発生抑制、再利用の促進その他の減量に係る施策を推進することにより、本市の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出抑制及び分別排出の推進、再生品の使用等による廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物の適正処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、自らの責任における適正処理及び再生利用の促進等による減量に努めるとともに、廃棄物の適正処理に関する本市の施策に協力しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において適正処理が困難となることのないよう、処理の困難性の事前評価、技術開発、情報提供等の必要な措置をとるよう努めなければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、一般廃棄物の減量に関する住民活動の促進及び一般廃棄物の適正処理の推進を図るよう努めるとともに、一般廃棄物の処理事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備、作業方法の改善等その能率的な運営に努めなければならない。

2 市長は、廃棄物の排出抑制等による減量及び適正排出の確保のために、市民及び事業者に対する啓発を図るよう努めるとともに、これらの者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

(適正処理困難物の指定等)

第6条 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、その製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(適正包装等の推進)

第7条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰包装の自粛、容器の適正化等を行うことにより、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再利用が可能な包装、容器等の普及に努めるとともに、使用後の包装、容器等の回収に努めなければならない。

(平26条例53・一部改正)

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市長は、法第6条第1項の規定により定めた一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)を告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

2 処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定に基づいて、基本計画及び毎年度の実施計画について定めるものとする。

(分別収集計画)

第8条の2 市長は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第8条第1項の規定により定めた分別収集計画を告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(平24条例31・追加)

(土地又は建物の占有者等の義務)

第9条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に規定する基準に従って自ら処理するよう努めるとともに、自ら処理しない一般廃棄物については、処理計画に従って適正に分別、保管、排出等を行わなければならない。

2 占有者等は一時に多量の一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)を排出するときは、本市の処理施設に自ら運搬しなければならない。

3 占有者等は、犬、猫等の死体があるときは、他の一般廃棄物と区分し、市長が指定した場所に自ら運搬しなければならない。

4 占有者等は、その土地又は建物及びこれらの周辺の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境の保全に努めなければならない。

(排出禁止物)

第10条 占有者等は、本市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性、危険性若しくは引火性のある物又は著しい悪臭を伴う物
- (2) 著しく容積又は重量が大きい物
- (3) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (4) 法第6条の3第1項の規定により環境大臣の指定を受けた適正処理困難物
- (5) 第6条第1項の規定により市長の指定を受けた適正処理困難物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本市が行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれのある物

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。
(勧告及び公表)

第11条 市長は、前条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる物を排出した者に対し、その排出した物の撤去その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡市行政手続条例(平成15年静岡市条例第8号)第3章第3節の規定の例により、当該者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

(事業活動に伴う一般廃棄物の処理)

第12条 事業活動に伴って一般廃棄物を生ずる事業者は、当該廃棄物を自ら処理する場合を除き、処理計画に従い、当該廃棄物を本市が収集し、運搬し、及び処分する方法又は事業者が本市の処理施設まで運搬し、本市が処分する方法のいずれかについて市長の承認を受けなければならない。この場合において、事業者は、当該廃棄物を処分しやすいように大別し、かつ、圧縮、破碎等の前処理に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動に伴って生ずる一般廃棄物を自ら処理するときは、第9条第1項の規定に準じて、生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定により、一般廃棄物の処理に関し、手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 事業活動に伴う一般廃棄物を本市が収集し、運搬し、及び処分する場合 市長が指定する容器のうち大型容器(容量45リットルのもの)については1個192円、小型容器(容量20リットルのもの)については1個84円として規則で定めるところにより算定した額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
- (2) 事業活動に伴う一般廃棄物を事業者が処理施設まで運搬し、本市が処分する場合
 - ア 100キログラムまでのとき 1,100円
 - イ 100キログラムを超えるとき 1,100円に10キログラムまでを増すごとに110円を加算した額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
- (3) 犬、猫等の死体を火葬する場合 1匹につき1,100円
(平16条例33・平20条例34・平26条例53・平29条例26・平31条例47・一部改正)

(本市が処理する産業廃棄物)

第14条 法第11条第2項の規定により本市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と合わせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障がない範囲のものとし、市長が別に定める。

(産業廃棄物の処理費用)

第15条 市長は、法第13条第2項の規定により、前条の規定による産業廃棄物の処理に関し、費用を徴収する。

2 前項の費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 乾電池を事業者が処理施設まで運搬し、本市が処分する場合
 - ア 10キログラムまでのとき 1,100円
 - イ 10キログラムを超えるとき 1,100円に10キログラムまでを増すごとに1,100円を加算した額
- (2) 前号に規定する場合以外の場合 第13条第2項第1号又は第2号に規定する額に相当する額
(平16条例33・平26条例53・平31条例47・一部改正)

(手数料等の納付等)

第16条 第13条に規定する手数料及び前条に規定する費用(以下これらを「手数料等」という。)は、規則で定めるところにより納付しなければならない。

2 既納の手数料等は、やむを得ない理由があると市長が認める場合を除き、還付しない。

(手数料等の減額又は免除)

第17条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料等を減額し、又は免除することができる。
(静岡市清掃対策審議会)

第18条 法第5条の7第1項に規定する一般廃棄物の減量等に関する事項その他本市の清掃事業に係る重要な事項を審議するため、静岡市清掃対策審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 受益者を代表する者
 - (3) 学識経験がある者
 - (4) 市民
- 4 市長は、[前項第4号](#)に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(平20条例34・一部改正)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例(平成5年静岡市条例第4号)又は清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年清水市条例第3号)の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 [第12条第1項](#)に規定する事業活動に伴って生ずる一般廃棄物を本市が収集し、運搬し、及び処分する方法は、当分の間、清水区の区域においては、行わない。
(平20条例114・一部改正)

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 4 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年蒲原町条例第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例222・追加、平20条例114・旧第7項繰上・一部改正)

(由比町の編入に伴う経過措置)

- 5 由比町の編入の日の前日までに、編入前の由比町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年由比町条例第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20条例114・追加)

附 則(平成16年3月25日条例第33号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日条例第222号)

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第13条第2項第1号の規定は、前項本文に規定する日以後に手数料を納付する容器の収集、運搬及び処分(以下「収集等」という。)に係る手数料について適用し、同日前に手数料を納付した容器の収集等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月3日条例第114号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第31号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第13条第2項第1号の規定にかかわらず、この条例の施行の前日に手数料を納付した容器による一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月10日条例第26号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第13条第2項第1号の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に手数料を納付した容器による一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。